

効力は最長4年。

長崎県の中村法道知事は「一つの転機になり得る。事業の必要性、公益性があらためて認められた」と歓迎。「関係者の理解を得て進めるのが基本」と対話による解決を強調する一方で、強制収用について「選択肢としてはあり得る」と可能性を排除しない。

石木ダム建設に反対する地権者の岩下和雄さん(66)は「地権者の意見を無視した事業認定は納得がいかない。団結して工事を阻止する」と語った。(山口英宏、荻原昭男)

石木ダム事業認定

国交省 強制収用の可能性も

長崎 9/7
西日本

国土交通省九州地方整備局は6日、長崎県と同県佐世保市が川棚町に計画している石木ダムについて、土地収用法に基づ

く事業認定をしたと発表
した。石木ダムは地権者の
反対で、計画から41年

にわたり未着工のまま。
今回の事業認定で用地の
強制収用が可能になるた
め、地権者は反発を強め
ている。

石木ダムは長崎県が1
972年に予備調査を始
めたが、一部の地権者が

移転を拒否。82年に警察
の機動隊を動員して強制
測量をしたことが住民の
猛烈な反感を買い、膠
着状態が続いている。

長崎県と佐世保市は20
09年11月、国交省に事
業認定を申請した。

九地整は①川棚川流域
の浸水被害対策②佐世保
市を中心とした水需要へ
の対応などの面で石木
ダムは必要とし、「反対

の声は承知しているが、
公益性が認められる」と
結論つけた。事業認定の

石木ダム事業認定

強制収用あり得る

知事

体を張り阻止行動

反対派

県と佐世保市が川棚町に計画している石木ダムについて、国土交通省九州地方整備局が6日、土地収用法に基づく事業認定を告示した。着工に向けた手続きが進むことになり、県や市は「(石木ダムの)公益性と必要性が客観的に認められた」と歓迎しているが、反対

する地権者や市民団体は「強制収用に道を開く事業認定はとても遺憾」と反発を強めている。国の事業採択から38年。地権者の反対で膠着してきた計画に、あらためて事業認定という「お墨付き」が得られ、佐世保市の朝長則男市長は「長い道のりだった

が、やっとここまで到達したかという思い」と述べた。一方で「まだ努力が必要」とし、反対する地権者への対応については「強制収用をしない方向で、できる限り話し合いで解決する努力をした」との意向を示した。中村法道知事も事業認

定が「対話の糸口の一つになるのではないかと期待したが、理解が得られない場合は「(土地収用が)選択肢としてあり得る」と述べた。これに対し、反対地権者でつくる石木ダム建設絶対反対同盟の岩下和雄さん(66)は「(事業認定に関する)審議会でもさ

さまざまな異論が出ているのにそれを無視して認定された。私たちは今まで通りの生活を続けるだけです」と静かに語り、県や市との話し合いについ

ては「応じないとはつきり申し上げている」と強調した。ダム建設に反対する「石木川まもり隊」の松本美智恵代表は「今後、

道路付け替え工事などが進むかもしれない。地権者の方々が体を張って阻止行動を起こすと思うので一緒に頑張りたい」と話した。

石木ダム 国が事業認定

強制収用迫られる決断

地権者との交渉が難航するなどして未着工だった石木ダム（川棚町）について、国が6日、強制収用の前提となる事業認定をした。県と佐世保市は、移転を拒み続ける13世帯に対して強制収用に踏み切るのか。県収用委員会への申請期限は認定から原則1年で、県と市は決断を迫られる。

地権者「土地離れぬ」

この日、県庁で取材に応じた中村法道知事は「（事業認定の）告げがひとつの転機になりうる」と「国のお墨付き」を背景に地権者と交渉する考えを示す一方、「強制収用も選択肢としてはありうる」と述べ、可能性を排除しなかった。佐世保市の朝長剛朗市長も「強制収用は法律で認められている」と述べ、知事と歩調を合わせた。国土交通省九州地方整備局が3日に開いた公聴会では、県の担当者が「（強制収用は）現時点では考えていない」と説明したが、認定を受けて同トップが臨み込んだ。



石木ダムの事業認定を歓迎した中村法道知事＝県庁

国は事業認定を先立ち、土地収用の必要性について検討する国の社会資本整備推進会議が6日、議事の要旨を発表した。ただ、要旨によると、審議では「自治体が除去に見積もった水需要が実態と乖離し、時政処理に困っている例も見られる」と、佐世保市の将来の水需要を疑問視する意見があった。用地買収が進んでいないことに懸念を示す意見も出ている。

水需要、懐疑的意見も

国は「過大見積り」の例も（但し）「強制的な土地収用（20）は「事業認定されたからといって、民主主義国としてあり得ない」と語る。一部の地権者は、事業認定の取り消しを求める行政訴訟も視野に入れ始めた。

（上田博、井口理恵）

同整備局の海水資源事業認定調整官は、こうした意見に対しては佐世保市の計画を改めて説明するなどして、「最終的には委員の納得が得られた」と説明して

石木ダムを事業認定

国交省 用地取得難航のまま

長崎県と同県佐世保市が建設を計画している石木ダム（同県川棚町）について、国土交通省九州地方整備局は6日、土地収用法に基づき事業認定をした。用地取得について中村法道知

事は報道陣に、地権者の理解を得るのが最優先とする一方、「（強制収用も）しかるべき段階で決断したい」と話した。

ダムは、川棚川流域の治水と佐世保市への利水を目

的として1975年に建設が決まったが、地権者との交渉が難航し、未着工のまま。県と同市は2009年、九州地方整備局に事業認定を申請。その後、民主党政権の「脱ダム」方針を受け、県は計画を再検討したが、継続を決めていた。

予定地には13世帯あるが、県などとの交渉を拒んでいる。事業認定されたのは予定地79万3千平方メートルのうち53万5千平方メートルのうち約25%が未収用となっている。ダムは総貯水量548万トンで、総事業費は285億円。

石木ダム事業認定

土地は渡さぬ

「たとえ何があろうと反対を貫く」。
 県と佐世保市が計画している石木ダム建設事業について国土交通省九州地方整備局が土地収用法に基づく事業認定を告示した6日、反対運動を続ける地元地権者は認定取り消しを求める訴訟を視野に、新たな闘いを決意した。

反対派

反対地権者13世帯などでつくる「石木ダム建設絶対反対同盟」の炭谷猛さん(62)は「事業認定は県が描いた流れの一環で、驚くことではない」と淡々とした。反対同盟は5月から、県

難にするため共有地権者を追加募集。これまでに長崎、佐世保両市や東彼川棚町の住民を含め全国から1806人が集まり、過去に募った共有地権者と合わせると計240人に達している。

今後、事業認定に対する異議申し立てを行い、却下され次第、国を相手に認定の取り消しを求める訴訟に踏み切る。反対同盟の代表格、岩下和雄さん(66)は、佐世保、川棚にも反対者は多く、訴訟でも力になってもらえる。これまで通りの生活を続けながら、ダム反対を

訴え続けるだけ」と語った。反対地権者を支援する水源開発問題全国連絡会の遠藤保男共同代表(68)は「認定理由で地権者がこころむる不利益が触れられていないのは大問題」と指摘。佐世保市で石木ダム反対を訴える「水問題を考える市民の会」の宮野和徳さん(69)も「事業反対の大学教授らでつくる」科学者の会も客観的なデータを基にダムの必要性を主張しているが、県市から明確な答えもないまま認定が告示された」と批判した。(宮崎智明)

推進派

石木ダム建設事業で、国土交通省九州地方整備局が土地収用法に基づく事業に認定したことを受け、推進派には早期着工への期待感が広がった。

佐世保市の経済団体や町内会など29団体でつくる「石木ダム建設促進佐世保市民の会」の嬉野憲二会長(66)は「国がお墨付きを与えたのだから、後は着工に向けて進むのが筋。県、市と連携して早期着工に向けて活動を強めたい。今後、反対派への直接説得を含めて対応を検討する」と話し

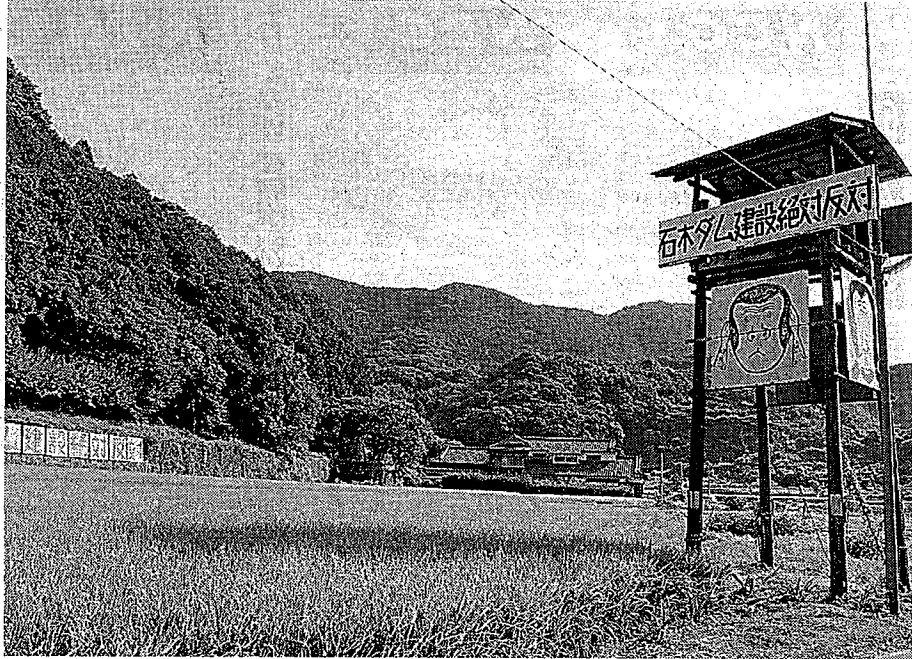
た。東彼川棚町の元地権者でつくる「石木ダム対策協議会」の山田義弘会長(76)は「地元に関わりのない共有地権者の土地は強制収用せざるを得ない。その上で県は反対地権者と話し合ってダムを実現させてほしい」。石木ダム建設促進川棚町民会の河野孝通事務局長(67)は「強制収用なしに事業を進めるのが一番。ダム周辺整備による町の発展という面から地権者の方々の理解を求め続けていく」とした。(中山雄一)

石木ダム建設事業をめぐる経過

1972年	県が予備調査を開始
75年	国が事業採択
82年	土地収用法に基づき県が強制測量。地権者が阻止行動
2004年2月	家屋移転対象66戸のうち契約締結が80%の53戸に到達
9月	佐世保市が計画取水量を6万tから4万tに下方修正
07年2月	総貯水容量19%減などの計画規模縮小
08年7月	16年度完成を目指す事業工程案を県が公表
09年11月	県と佐世保市が事業認定申請
10年3月	県が付け替え道路工事着手、約3カ月で休止
9月	国が石木ダムなど全国84事業の再検証を事業主体に要請
11年7月	県が事業継続との対応方針を国に報告
12年6月	再検証で国が事業継続を認める
13年3月	佐世保市の事業再評価で市が「継続」との結論を国に報告
7月	事業認定手続き再開、公聴会開催
9月6日	県が事業認定告示後の付け替え道路工事再開準備に着手
9月6日	事業認定告示

国がお墨付き

事業認定が告示された石木ダムの建設予定地 川棚町



石木ダム事業認定

土地強制収用可能に

九地整告示

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、国土交通省九州地方整備局(九地整)は6日、土地収用法に基づく事業認定を告示した。県と同市が2009年1月に認定申請して以降、「第三者である国が手続きを進め、事業の公益性や必要性を認めた。建設には予定地の一部の地権者が強硬に反対しているが、事業認定により土地の強制収用を可能にする条件が整った。

【24、25面に関連記事】

県は引き続き交渉での解決を目指しているが、不調の場合、最短で1年以内に強制収用に向けた手続きを始める可能性がある。事業採択から98年。石木ダム建設をめぐる問題は今後、最終的な局面に入っていく。

事業認定手続きは、九地整が公聴会を開いた上で、学識者らでつくる社会資本整備審議会の意見を聞いて可否を判断した。申請時、県は過去の例から結論まで最長10カ月と見込んだが、民主党政権(当時)のダム事業再検証などの影響で手

続きが一時中断。今年3月に再開したが、結論まで4年近くかかる異例の展開となった。告示では、事業目的の川の治水、佐世保市の水源不足解消の面で「公共の利益は相当程度ある」とした一方、失われる利益は「軽

微」と結論付けた。反対派は公聴会などで治水効果に疑問を呈し、佐世保市の水需要予測の不備も指摘したが、県側の主張が全面的に認められた。

土地の強制収用は、事業認定の効力期間内(事業進展に応じ告示後1年、最長4年間)に県収用委員会に申請し、裁決されることが必要。県は「現時点で強制収用は考えておらず、話し合いでの解決を目指す」としているが、反対地権者をつくる石木ダム建設絶対反対同盟は「反対の姿勢は変

わらない」と話している。(山口恭祐 宮崎智明)

収用の手続き 総合的に判断

中村法道知事の話 石木ダム建設事業の公益性と必要が客観的に認められ、必要不可欠だと理解してもらえるきっかけになる。(反対地権者との)交渉の場を持つるよ、しっかりと取り組む。強制収用は別途手続きが必要だが、かかるべき段階で決断を求められる。総合的に判断する。



強硬が否か判断局面

石木ダムの事業認定決定を受け県は、反対地権者との交渉進展に向けた「効果」を強調する一方、土地の強制収用の実施については具体的な言及を避けた。だが、198

2年の県の強制測量実施以来、ここまで反対を貫いている地権者の意志は固く、交渉による完全解決の糸口は見えない。最終的に再び強硬手段を用いるのか否か、県の判断が問われる局面が近づいたといえる。

権者は一貫して県との接触に応じていない。今後も、全員が事業同意に転じる可能性はほとんどないだろう。

休止中の付け替え道路工事、県が再開準備を進めているが、地権者らは盛り込みの阻止行動を展開する構え。再開を機に、表面上は沈静化していた双方の対立が再び激化する恐れもある。強制収用が現実味を帯びたことで、県は今後、これまで以上に慎重な対応を迫られることになる。(宮崎智明)

石木ダム建設事業 県と佐世保市が、東彼川棚町喜屋郷川原地区の石木川に計画。石木川が流れ込む川棚川の洪水調節や流量維持による治水と、同市の慢性的な水源不足解消のための利水が目的。計画ではダムの堤高約4.4メートル、長さ3.4キロ、総貯水量548万立方メートル、総事業費約28.5億円。県は2016年度完成を目指している。

交渉進展目指す県

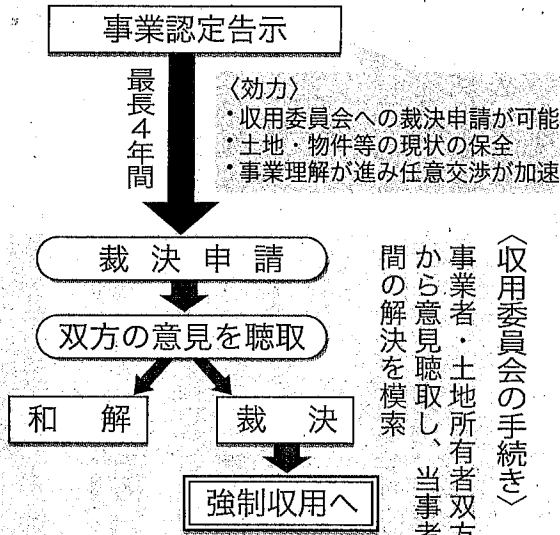
将来 裁決申請の可能性も

石木ダムの事業認定で公益性や必要性にお墨付きを得たことから、県は今後、

反対地権者との交渉進展を目指す。ただし反対地権者は一貫して強硬姿勢を崩しておらず、将来、強制収用に向けた県収用委員会への裁決申請に踏み切る事態は十分にあり得る。手続きの行方や、今後の見通しを探った。

〈収用委員会の手続き〉

事業者・土地所有者双方から意見聴取し、当事者間の解決を模索



事業認定後の手続きの流れ

示後1年間だが、大規模事業では手続きを保留でき、

最長4年間は申請が可能。県は今回、早急に取得が必要な工事用地などを除く予定地の大部分の手続きを保留している。交渉が不調な場合の裁決申請について、中村法道知事は6日「タイムリミットは今のところ考えていない。今後の推移次第」と述べた。

事業認定されたことで、2010年7月から3年間休止している同事業に伴う付け替え道路工事の再開時期も焦点となる。反対地権者の阻止行動を受け休止していたが、県などは今年7月、認定が得られ次第、再開に踏み切る方針を確認した。

同ダムは08年に示した事業工程案に沿って県が16年度完成を目指しているが、同工程案に比べ予定は大きく遅れており、再開を急ぐ必要がある。半面、再開すれば再び反対地権者の抵抗に遭うのは必至。県は「地権者の状況をみて総合的に判断する」としている。

(山口恭祐)

「不要」意見考慮されず

九地整 石木ダム事業で見解

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、国土交通省九州地方整備局（九地整）は6日の事業認定告示に合わせ、事業への主な反対意見に対する認定庁としての見解を公開した。「ダムは不要」とする意見などに対し、九地整は県や市の主張をほぼ全面的に受け入れ、ダムの必要性を認定。反対地権者（13世帯）に関しては、認定可否判断の上でほとんど考慮されなかった実態も浮き彫りとなった。

九地整によると、事業認定手続きで寄せられた意見書は計190通（賛成42、反対147、不明1）、公聴会（今年3月）の公述人は20組（起業者1、賛成8、反対11）。このうち反対意見118件について見解を示した。

治水面では「防災上必要なダムではない」との意見に「川棚町の中心部を洪水から防御し、生命、財産、社会資本の保全に寄与する」と反論。懐疑的意見が多かった佐世保市の将来の水需要予測についても合理的と認め、「安定的な水道用水の供給に寄与する」との見方を示した。

地権者に関しては「（反対の）13世帯の意志は多岐にわたる」との指摘に「地域住民らの理解を得ることは重要だが、事業認定で考慮すべき事項でない」とした。「住み慣れた土地です」と暮らしている」との声にも「移転対象者への配慮がなされている」との見解にとまっていた。

反対地権者を支援している水源開発問題全国連絡会（水源連）の藤藤保男共同代表は「13世帯と地域社会が失われる」という人権、生存権の問題に触れられていない。治水、

県と佐世保市主張 全面受け入れ

利水の公益性については起業者の言い分をそのまま羅列し、異論・反論を一切評価、検証していないと批判した。

一方、同事業の認定可否を識者らで審議した社会資本整備審議会公共用地分科会（8人）の議事要旨も公表。6月7日に開き、委員から「水需要が美態と乖離（かいり）し財政処理に困っている例もある。利水起業者（佐世保市）が途中で撤退することがないのか」「未買収の（用地の）率が高い」などの質問や意見が出たが、最終的に「認定が相当」と議決していた。

事業認定手続きは土地収用法に基づき「第三者」の認定庁が事業の公益性や必要性を判断。認定されると用地の強制収用が可能になる。石木ダム建設事業については2009年に県と佐世保市が申請していた。

（山口恭祐 宮崎智明）

反対派 署名呼び掛け 推進派 川棚川を清掃

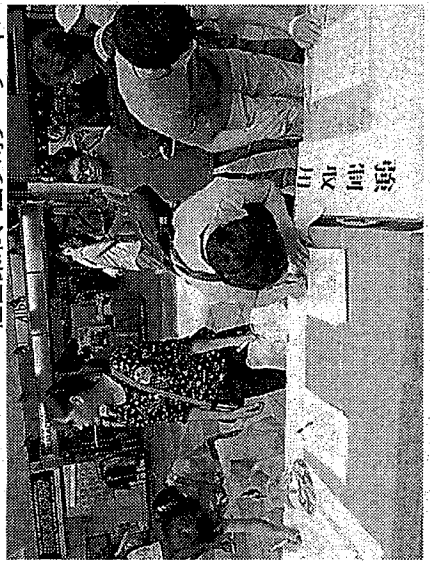
事業認定告示受け活動

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム事業の事業認定告示を受け、同市の反対派団体は8日、同市内で県に事業中止を求め、署名活動をした。

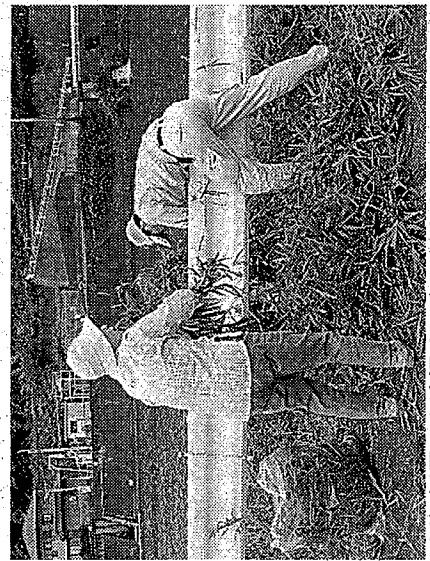
一方、同市の推進派団体は同日、同町の川棚川周辺を清掃し、ダム実現への熱意を示した。

反対派の「石木川まもり隊」（松本美智恵代表）は同市中心部の四ヶ町アーケードで署名活動を展開。約2時間で89人分の署名を集めた。9月末まで活動を続け、中村達道知事に提出する。松本代表は「事業認定は真実を無視した形だけのもの。石木ダムが県民にとって有害無益だと訴え続けたい」と話した。

一方、推進派の「石木ダム建設促進佐世保市民の会」（嬉野憲二会長）は2000年から毎年、市が管理する川棚川の取水ポンプ所（同町中組郷）周辺で草刈りやごみ拾いを続けている。この日は会員、市職員計約35人が参加。嬉野会長は「国のお墨付きが与えられたが、反対地権者の理解が得られるよう、ダム実現への気持ちを表し続けるしかない」と話した。（宮崎智明）



石木ダム事業中止を求めて署名する市民
＝佐世保市、四ヶ町アーケード



川棚川周辺を清掃する市民の会員
＝川棚町中組郷

県、佐世保市「国の決定評価」 石木ダム事業認定

< 反対派、取り消し求め提訴へ >

国土交通省九州地方整備局（福岡市）が、石木ダム建設計画を事業認定した6日、事業主体の県や佐世保市からは国の決定を評価する声が相次いだ。一方、水没予定地に住む反対派住民らは強気の姿勢を崩さず、認定取り消しを求めて近く提訴する方針を明らかにした。



石木ダム建設による水没予定地
（川棚町で）

中村知事は、報道陣の取材に応じ、「事業の公益性、必要性が認められた。地権者の理解が得られるよう取り組む」と国の決定を評価。事業認定により用地の強制収用が可能となったことについては、「今の段階で考えているわけではない。（用地買収が進まなかった場合は）しかるべき時期に、決断を求められることになる」と語った。

佐世保市の朝長則男市長も「ようやくここまでたどり着いたという思い。強制収用を行わない方向で、解決に向け努力しないといけない」と述べた。

ダム建設に賛成する川棚町民約950人でつくる「石木ダム建設促進川棚町民の会」の西坂保憲会長（78）は「一歩前進」とした上で、「これからが一番難しいところ。事業認定を契機に反対地権者の方と話し合いによる円満決着となれば良いが……」と話した。

一方、水没予定地の反対地権者らでつくる「石木ダム建設絶対反対同盟」の岩下和雄さん（66）は「勝手に県が行った申請を国が認めただけ。これからも今まで通り生活していく」と受け止めた。強制収用については「13世帯もの方が現実に生活している土地を強制的に取り上げることができるわけがない」と強調。事業認定の取り消しを求めて近く提訴するという。

同じく建設に反対する佐世保市の市民団体「石木川まもり隊」の松本美智恵代表（61）は「強制収用の道が開かれてしまい、今は怒りと情けなさ、地権者への申し訳なさを感じている」と話した。ダム建設が持ち上がってから40年以上経過していることを挙げ、「これまでダムができていないのは必要ないから。今年の猛暑でも水不足にはならなかった」と語気を強めた。

【石木ダム】佐世保市の新規水源確保と川棚川水系の洪水調節を目的に、川棚町に建設が予定されている多目的ダム。総貯水量は約550万トン。予定地の用地取得は8割にとどまり、13世帯が反対している。県と佐世保市は2009年11月、国に事業認定を申請していた。

（2013年9月7日 読売新聞）

9/4日

推進、反対両者の溝深まる

国治水、利水とも「妥当」

県と佐世保市が国に申請から約4年が経過して「事業認定」が告示された川棚町の石木ダム計画。推進派は歓迎する一方で、反対地権者13世帯60人は反発を強め、認定取り消しの訴訟を起こす方針を示しており、双方の溝は深まる一方だ。【柳瀬成一郎、大場伸也】

石木ダム計画事業認定

国に石木ダムの事業認定が申請されたのは 2009年11月。民主党政権によるダム再検

証で手続きが一時中断したが、国は12年6月に事業継続を決めたことで事業認定の手続きも再開していた。事業認定では、問題となっていた佐世保市

の利水、川棚町の治水の両面の主張を認める結果になった。国は利水を「海水淡水化案や地下ダム案などと比較しても妥当」と判断。治水については「河川改修と比較しても合理的」とした。

反対地権者のリーダー役の岩下和雄さん(66)は「過大とされる佐世保市の水需要予測も含め、疑問点全てを(認定取り消し訴訟の)法廷で問いたい。事業認定されても川棚に住み続けることは変わらない」と語った。



川棚町の建設予定地周辺にはダム反対の看板が並ぶ

◆ 石木ダムを巡る手続き ◆



「不要」意見考慮されず

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、国土交通省九州地方整備局(九地整)は6日の事業認定告示に合わせ、事業への主な反対意見に対する認定庁としての見解を公開した。「ダムは不要」とする意見などに対し、九地整は県や市の主張をほぼ全面的に受け入れ、ダムの必要性を認定。反対地権者(13世帯)に関しては、認定可否判断の上でほとんど考慮されなかった実態も浮き彫りとなった。

九地整 石木ダム事業で見解

九地整によると、事業認定との見方を示した。手続きで寄せられた意見書は、地権者に関しては「(反対計190通(賛成42、反対1)の13世帯の意志は変わらな47、不明1)、公聴会(今い)などの指摘に「地域住民年3月)の公述人は20組(起らの理解を得ることは重要な者1、賛成8、反対11)」。が、事業認定で考慮すべき事項でない」とした。「住み慣れた土地ですつと暮らしたいた土地でも「移転対象者い」との声にも「移転対象者への配慮がなされている」などの見解にとどまった。

反対地権者を支援している水源開発問題全国連絡会(水源連)の遠藤保男共同代表は「13世帯と地域社会が失われるといふ人権、生存権の問題に触れられていない。治水、水道用水の供給に寄与する」

県と佐世保市主張 全面受け入れ

利水の公益性については起業者の言い分をそのまま羅列し、異論・反論を一切評価、検証していないと批判した。

一方、同事業の認定可否を識者らで審議した社会資本整備審議会公共用地分科会(8人)の議事要旨も公表。6月7日に開き、委員から「水需要が実態と乖離(かいり)し財政処理に困っている例もある。利水起業者(佐世保市)が途中で撤退することがないのか」「未買収の(用地の)率が高い」などの質問や意見が出たが、最終的に「認定が相当」と議決していた。

事業認定手続きは土地収用法に基づき「第三者」の認定庁が事業の公益性や必要性を判断。認定されると用地の強制収用が可能になる。石木ダム建設事業については2009年に県と佐世保市が申請していた。

(山口恭祐、宮崎智明)

反対派 署名呼び掛け 川棚川を清掃 推進派

事業認定告示受け活動

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム事業の事業認定告示を受け、同市の反対派団体は8日、同市内で県に事業中止を求め署名活動をした。一方、同市の推進派団体は同日、同町の川棚川周辺を清掃し、ダム実現への熱意を示した。

を求めて署名する市民
=佐世保市、四ヶ町アーケード



する市民の会会員
=川棚町中組郷

反対派の「石木川まもり隊」(松本美智恵代表)は同市中心部の四ヶ町アーケードで署名活動を展開。約2時間で89人分の署名を集めた。9月末まで活動を続け、中村法道知事に提出する。松本代表は「事業認定は真実を無視した形だけのもの。石木ダムが県民にとって有害無益だと訴え続けていく」と話した。

一方、推進派の「石木ダム建設促進佐世保市民の会」(嬉野憲二会長)は2000年から毎年、市が管理する川棚川の取水ポンプ所(同町中組郷)周辺で草刈りやごみ拾いを続けている。この日は会員、市職員計約35人が参加。嬉野会長は「国のお墨付きが与えられたが、反対地権者の理解が得られるよう、ダム実現への気持ちを表し続けるしかない」と話した。(宮崎智明)

石木ダム 本音の論議を

山口 恭祐 (報道部)

長崎



9/12

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダムの事業認定が告示された。2009年11月の申請以来、県や市は「不認定なら事業推進は困難」としてきたが、そもそも不認定の可能性など最初からなかったのではないか。認定庁の国土交通省九州地方整備局（九地整）が、事業への反対意見に対し示した見解は、県や市の主張を全面的に認める内容に終了した。

それは当然ともいえる。例えば、反対意見の中で市の将来の水需要予測に対し「予測が過大だ」とする指摘があったが、予測は国が示した指針に沿った手法で行われている。同じ国の機関が否定するとは考えにくい。九地整はこれまでに80件の事業認定申請を扱ったが「認定拒否」（不認定）はゼロ。公共事業が公的な基準や手法に沿って進められている以上、事業認定は単なる手続きにすぎない。

反対地権者と交渉の糸口さえ見いだせない中、強制収用に道を開く事業認定を順当に得て、県側は「交渉での解決を目指す」と、いつまで言い続けるのだろうか。強制収用に及んでも事業実現を目指すのか否か。重要な問題だけに、早く本音の論議を始めるべきだ。